

# 補足資料

- 子どもの読書に係る調査結果
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 子ども読書活動推進計画（第3次）策定委員

## 子どもの読書に係るアンケート調査結果

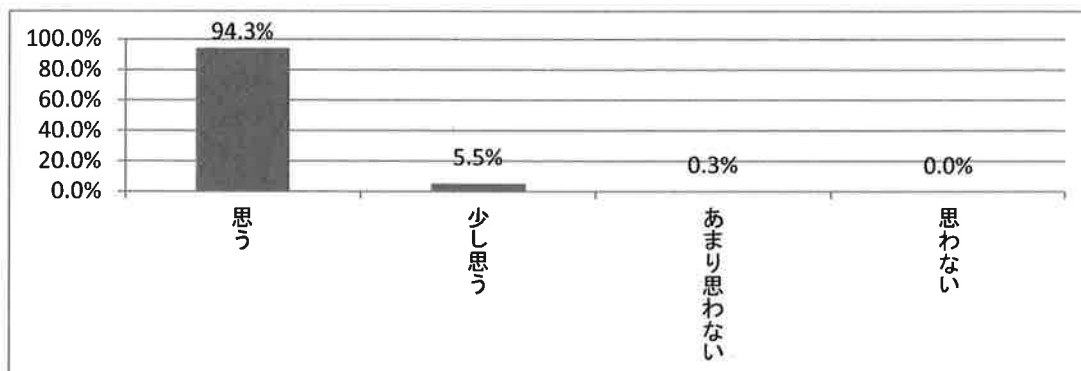
本結果は、令和元年11月に町教育委員会が下記機関等を対象に行った調査によるものです。

①保育園・幼稚園(4園)の保護者 ②小学校・中学校(7校)の児童生徒

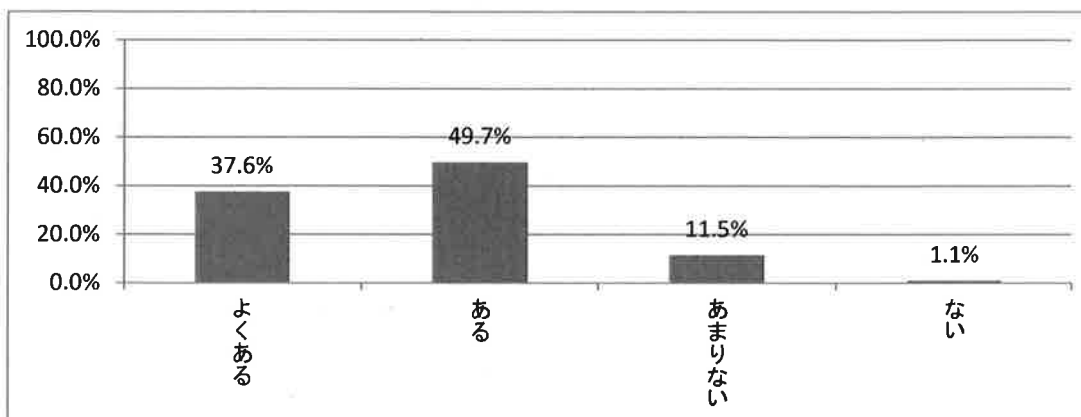
③「②」で実施の学校の保護者

### I 保護者

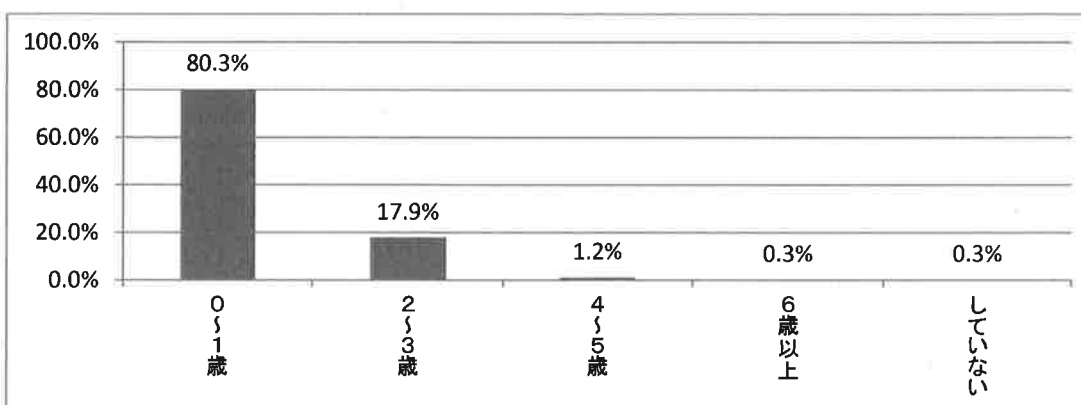
(問1)あなたは、子どもが読書することは大切だと思いますか？



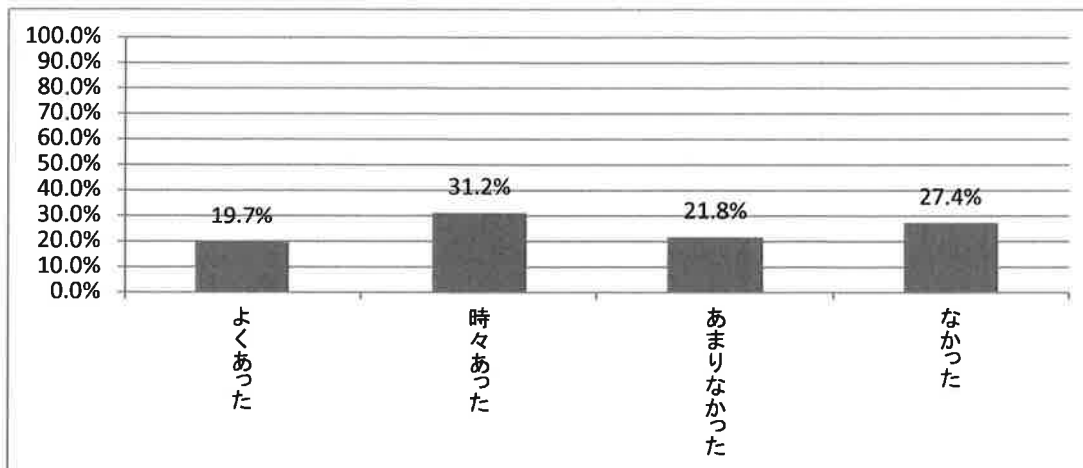
(問2)あなたは、子どもに本を読んであげた経験がありますか？



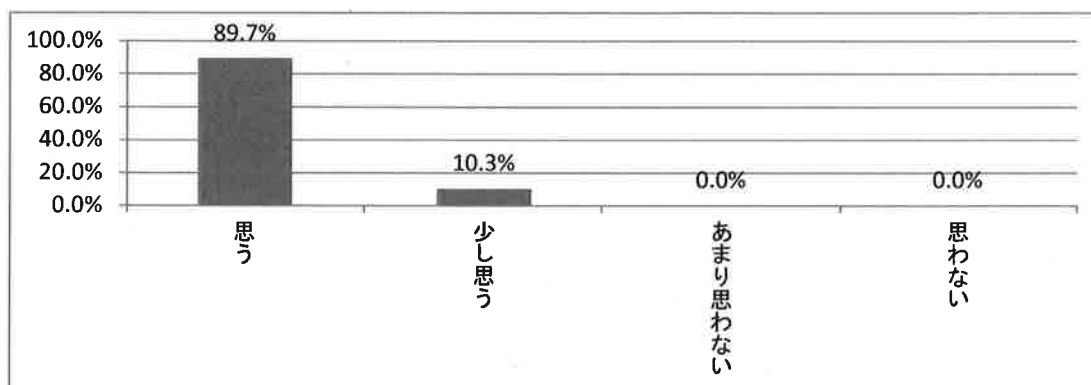
(問3)あなたは、子どもに初めて本を読んであげたのは、子どもが何歳くらいの時



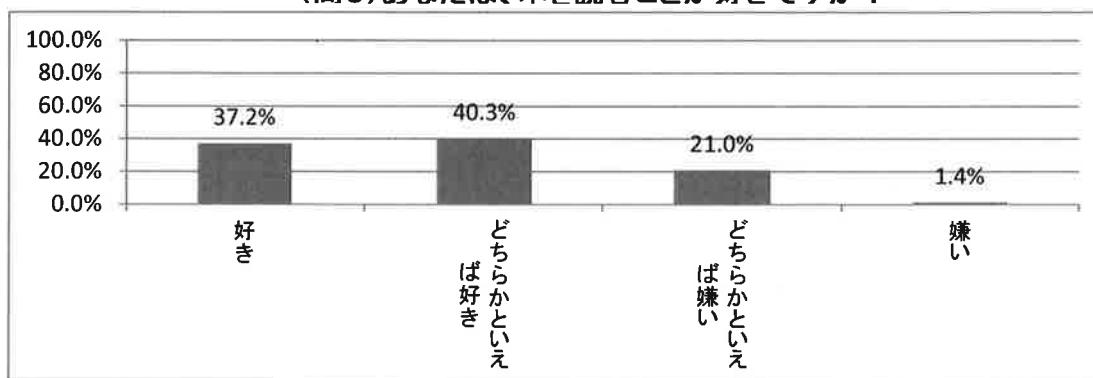
(問4)あなたは、地域の図書館等へ、子どもと一緒にいったことがありますか？



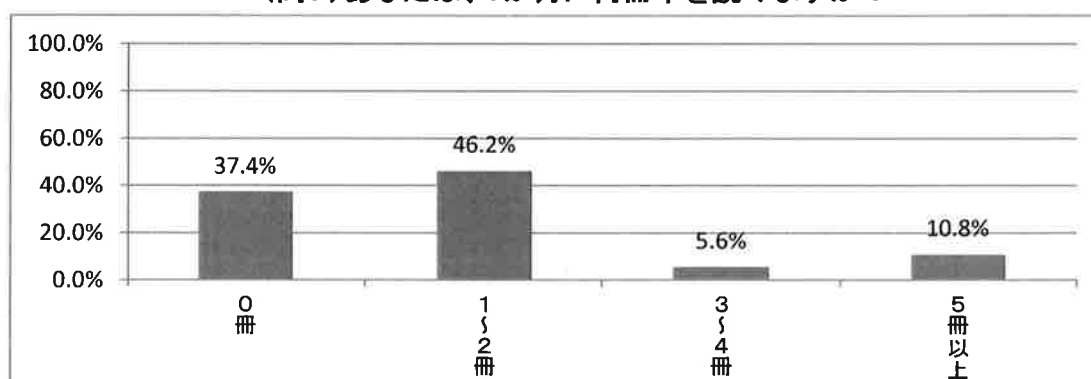
(問5)あなたは、読書することは大切だと思いますか？



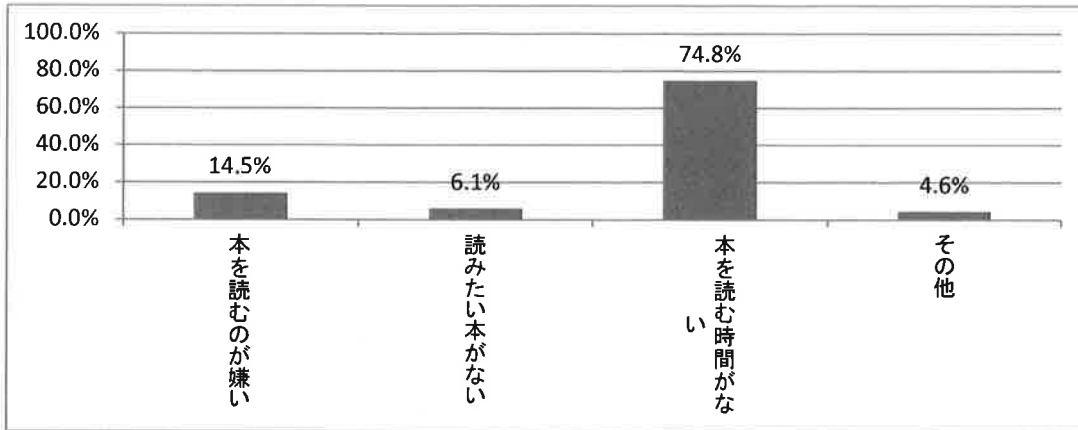
(問6)あなたは、本を読むことが好きですか？



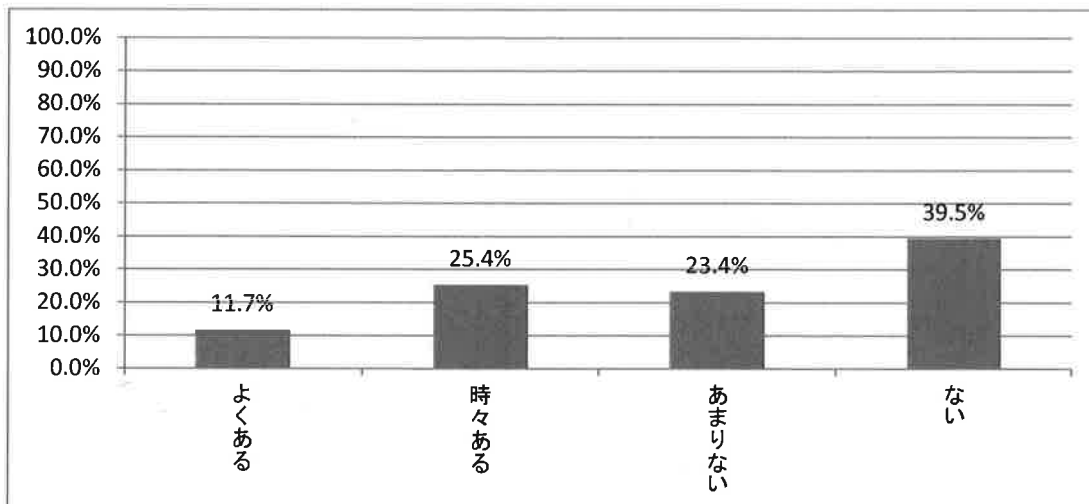
(問7)あなたは、1か月に何冊本を読みますか？



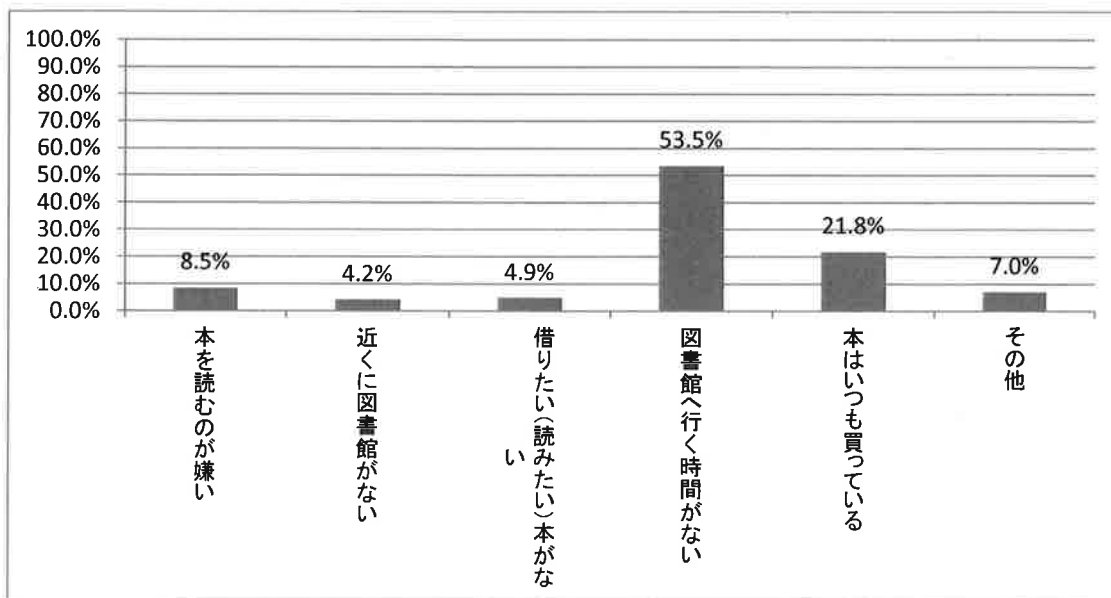
(問8)問7で、0冊と答えた人は、なぜですか？



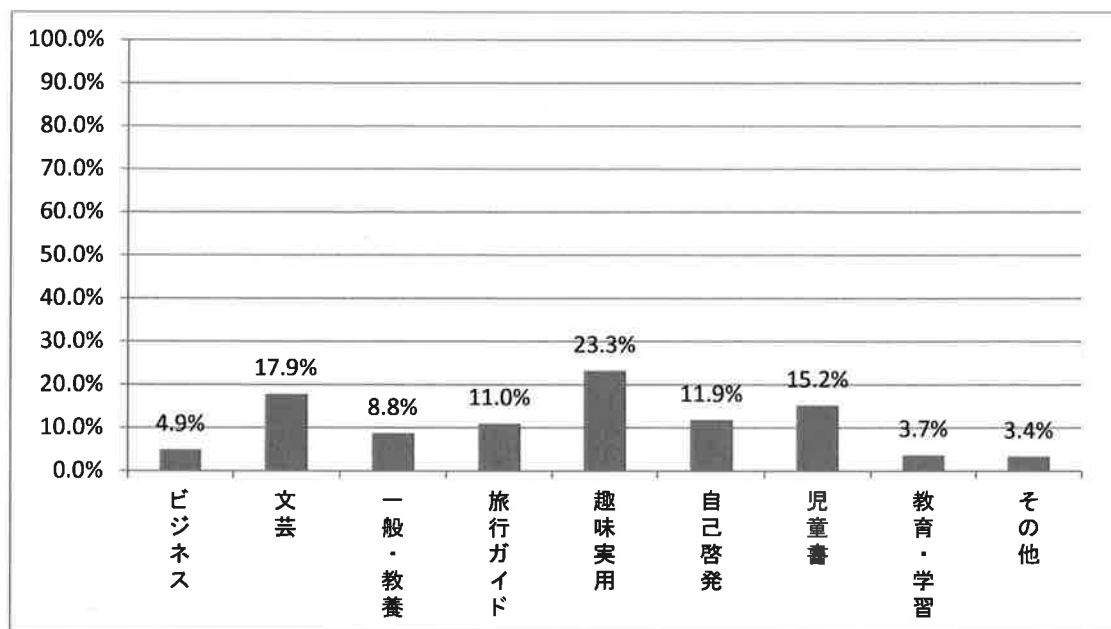
(問9)あなたは、地域の図書館等を利用することがありますか？



(問10)問9で、「4ない」と答えた人は、なぜですか？

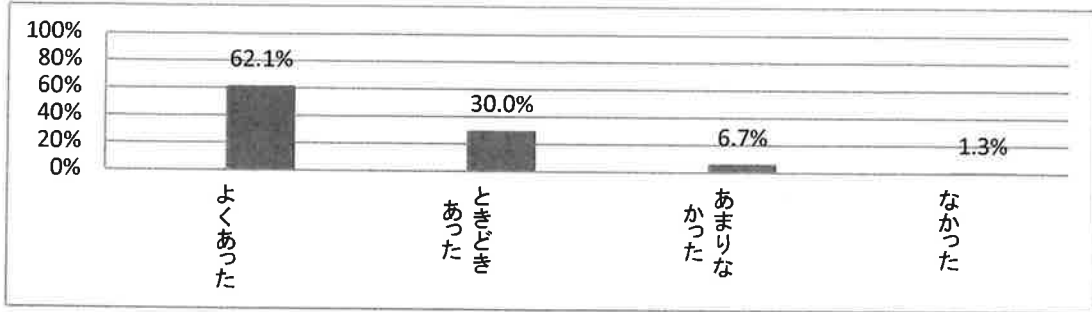


(問11)あなたは、どんな本が好きですか？(〇は3つまで)

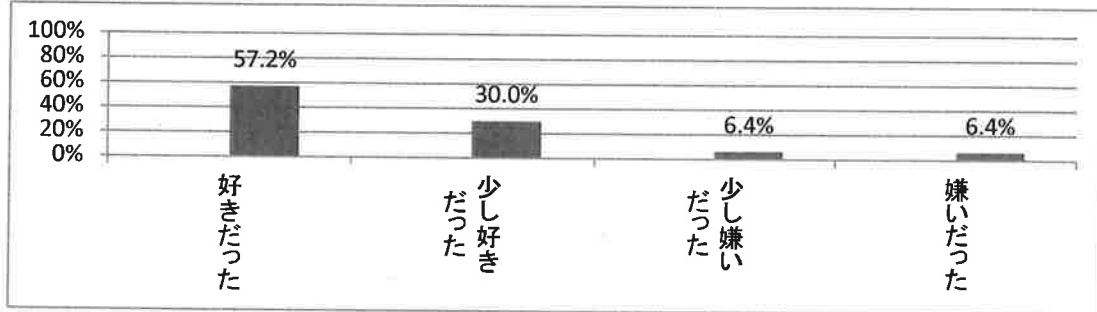


## II 児童生徒

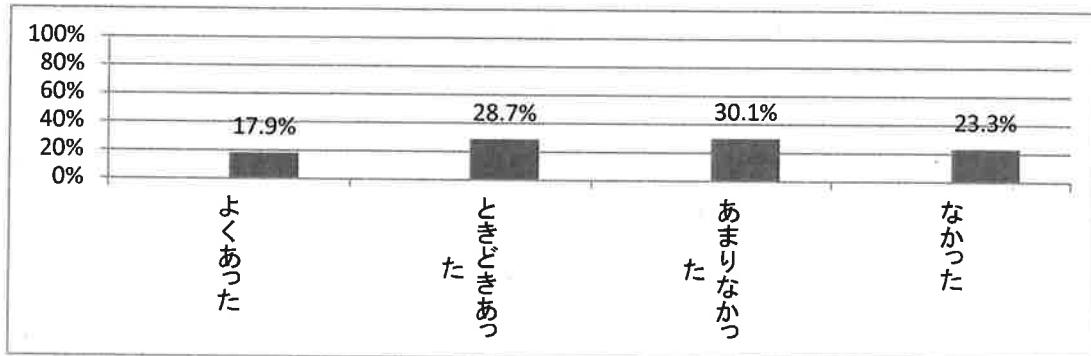
(問2) あなたは、小さい頃、本を読んでもらったことがありますか？



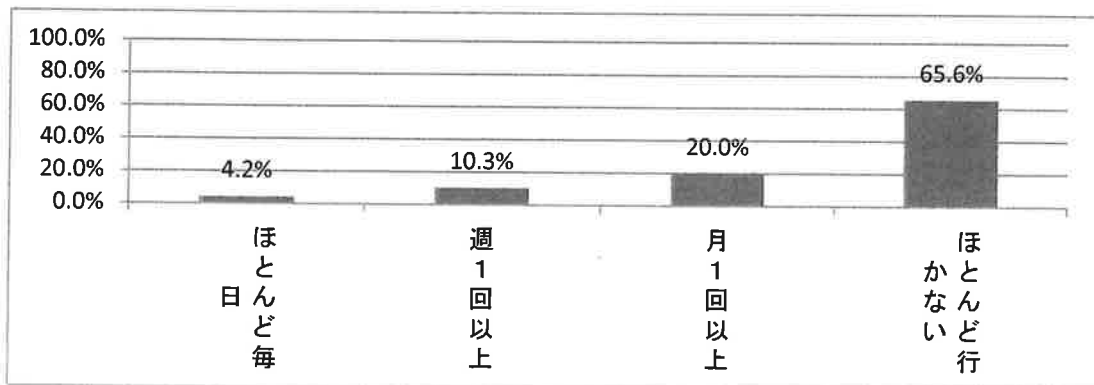
(問3) あなたは、小さい頃、本を読んでもらうことは好きでしたか？



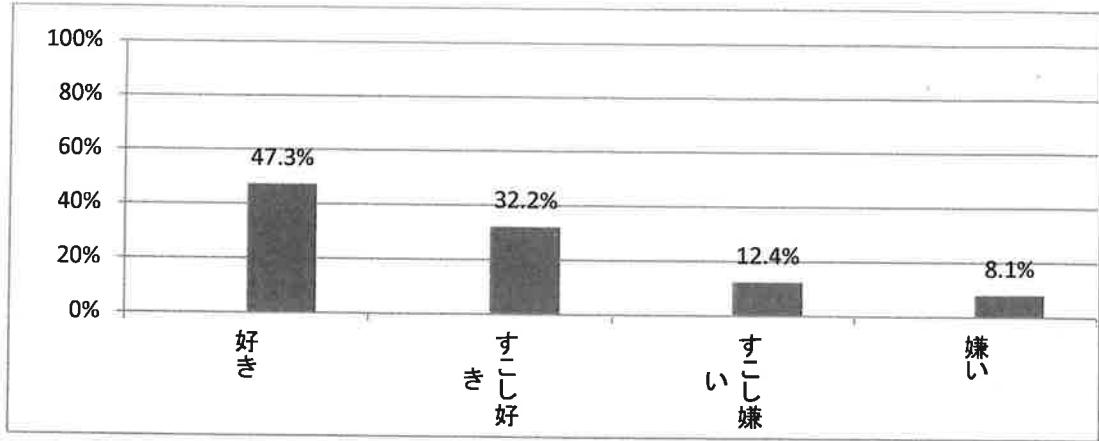
(問4) あなたは、小さい頃、図書館などへ連れて行ってもらったことがありましたか？



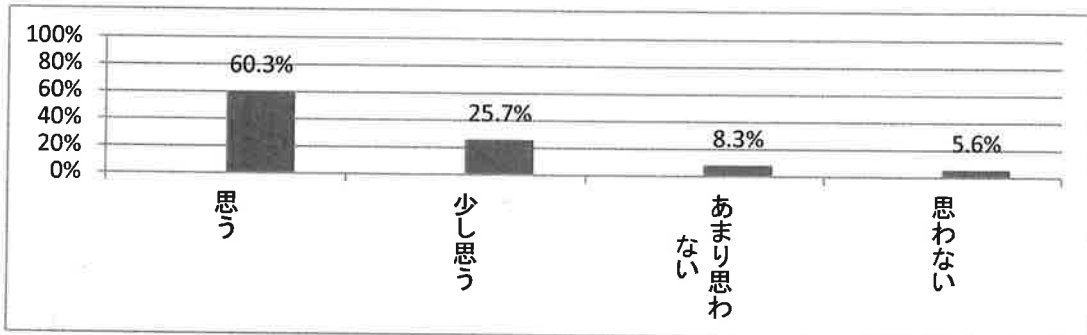
(問5) あなたは、普段どのくらい公民館の図書室に行っていますか？



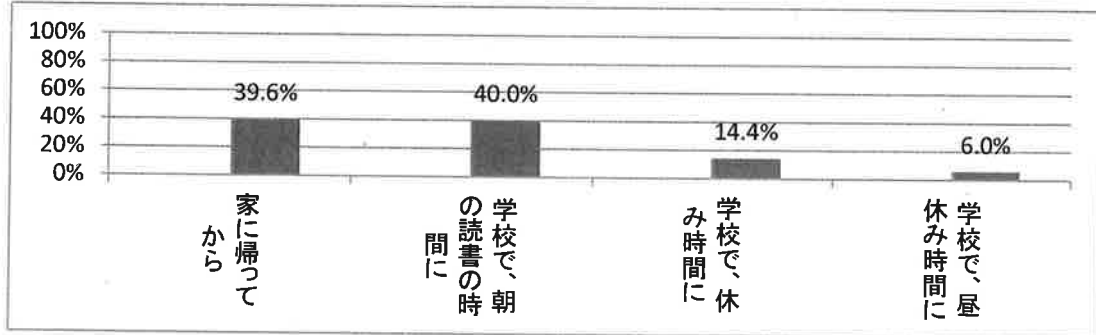
(問6)あなたは、本を読むことが好きですか？



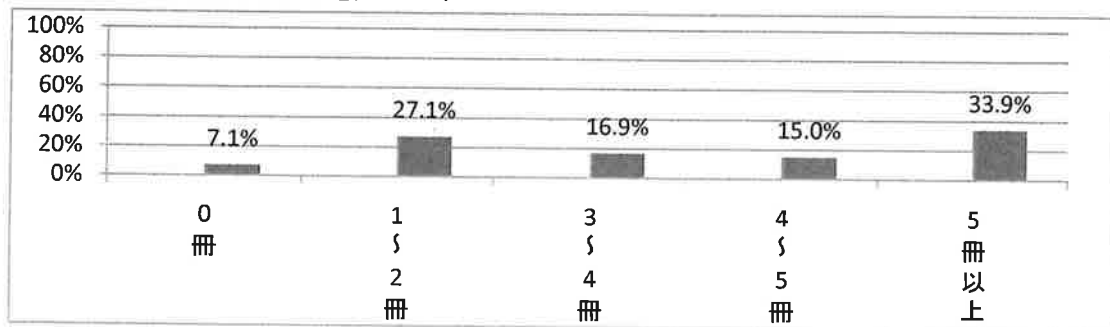
(問7)あなたは、本を読むことは大切だと思いますか？



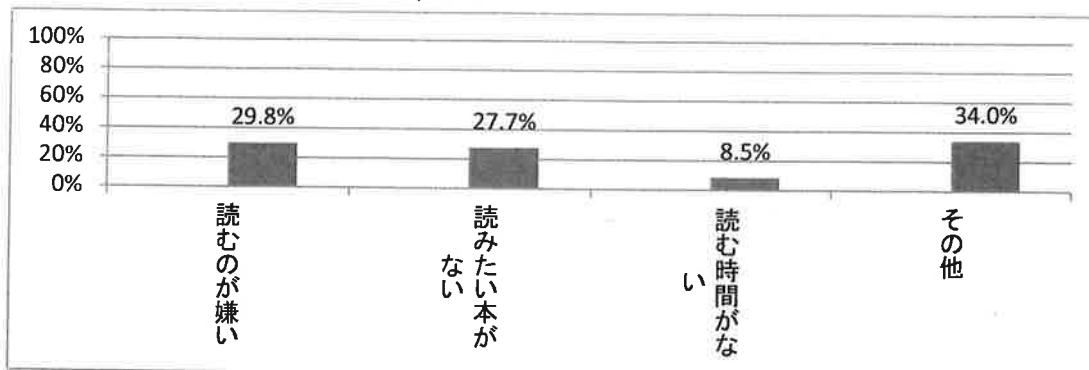
(問8)あなたは、よく読書をするのは、いつですか？



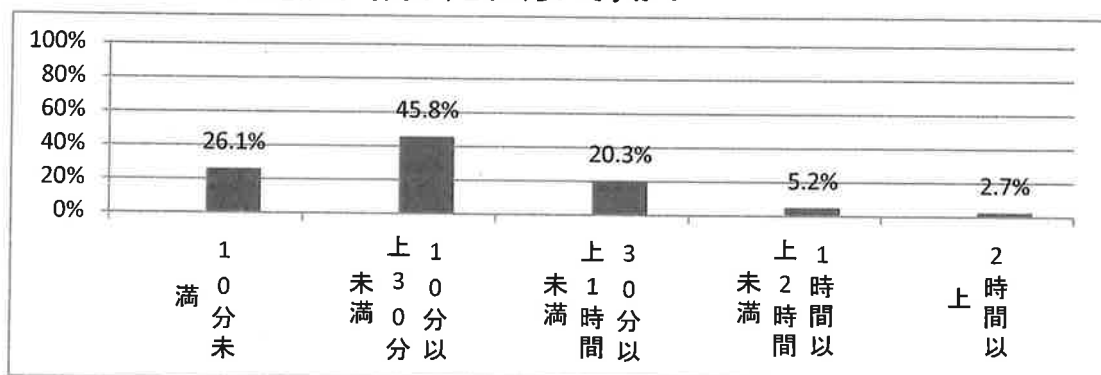
(問9)あなたは、1か月に何冊本を読みますか？



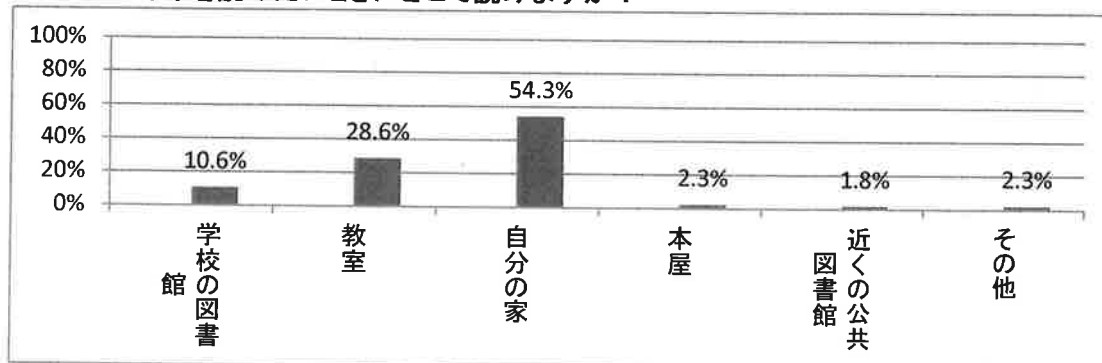
(問10)問9で、0冊と答えた人はなぜですか？



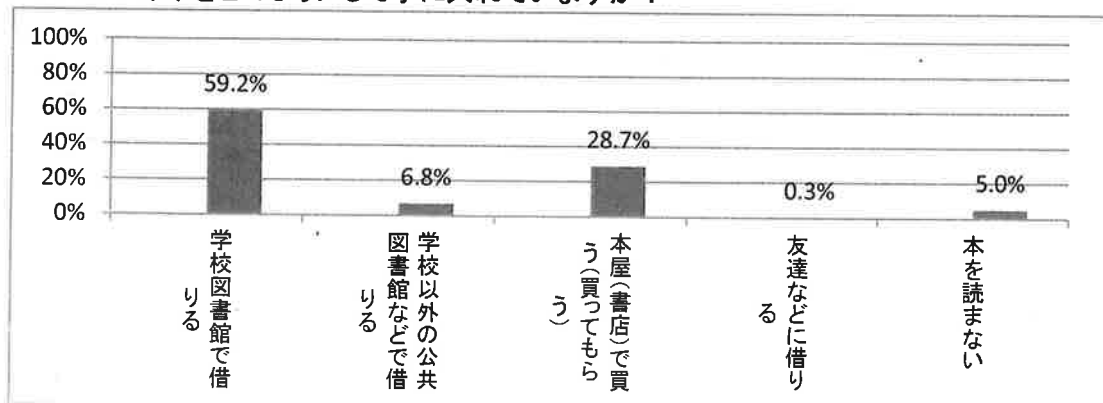
(問11)あなたは、一回に本を読む時間は、どれくらいですか？



(問12)あなたは、本を読みたいときにどこで読みますか？

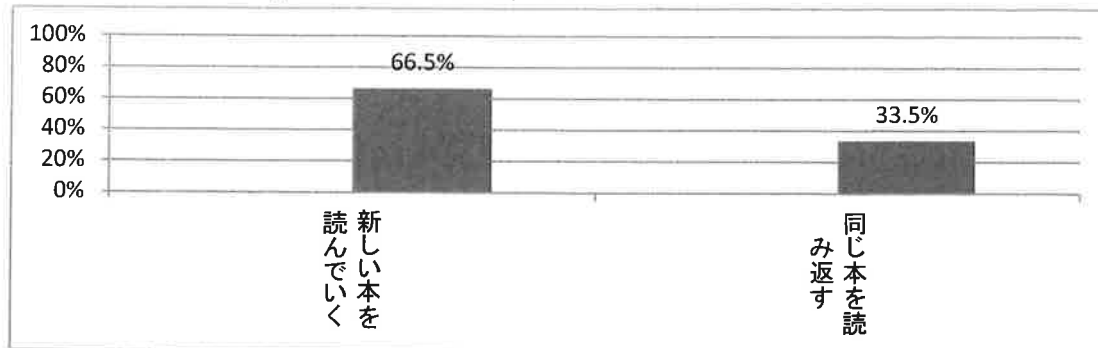


(問13)あなたは、本をどのようにして手に入れていますか？

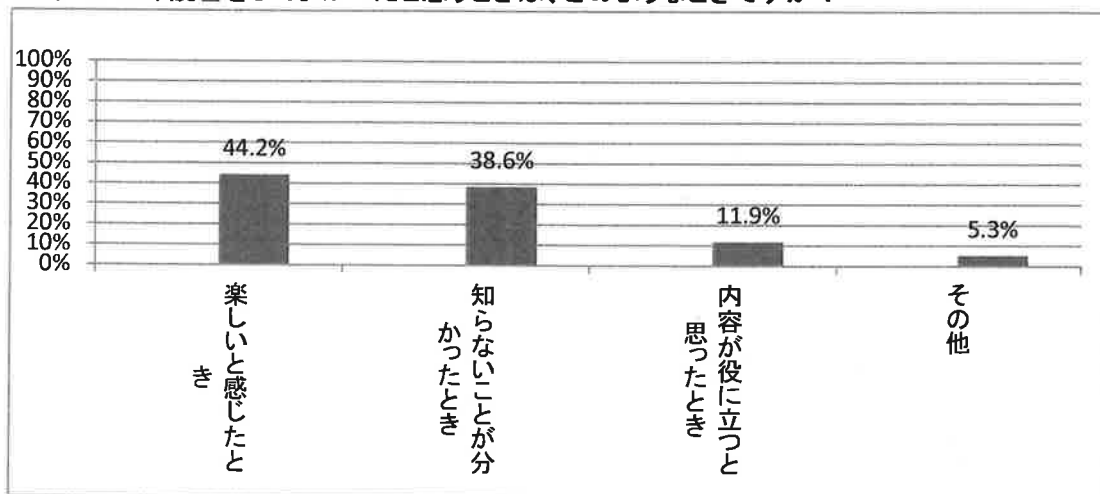




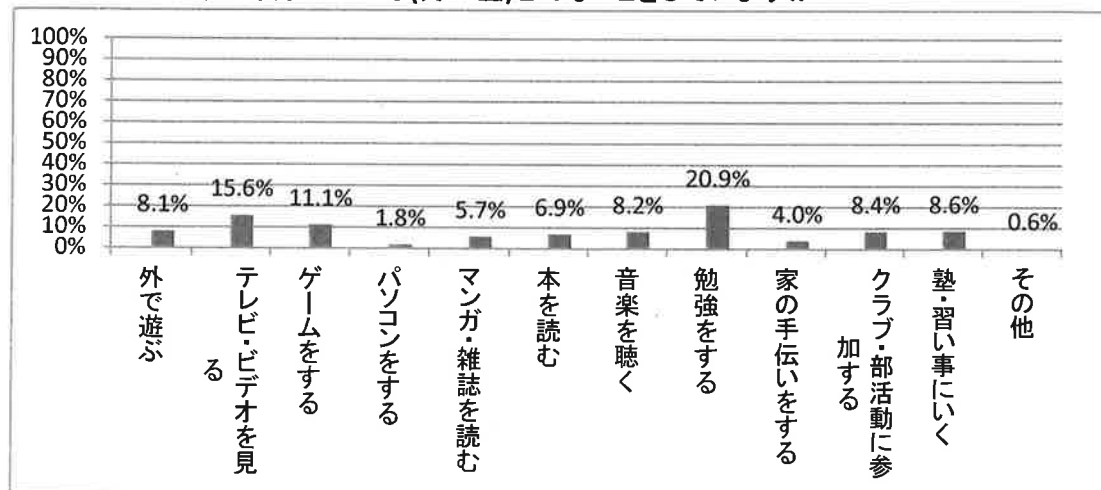
(問14)あなたは、どんな読書の仕方をしていますか？



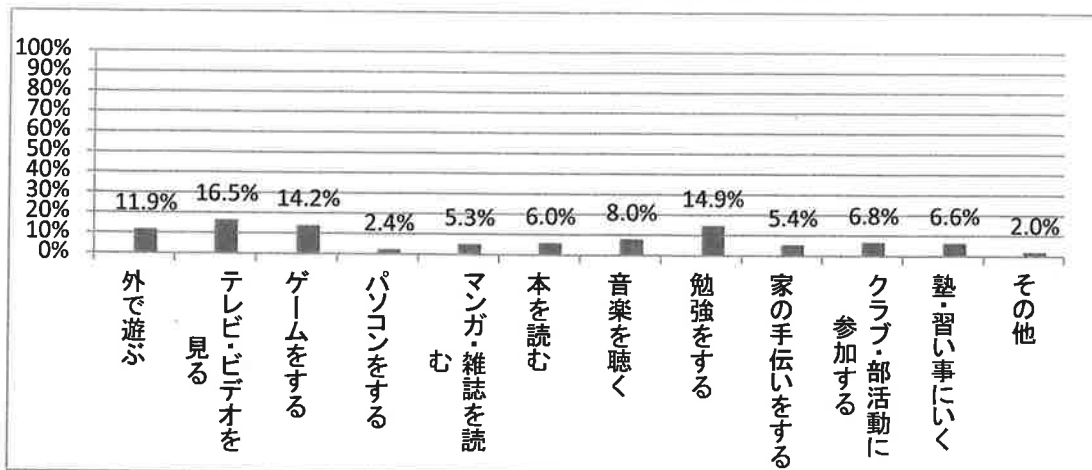
(問15)あなたは、読書をしてよかったと思うときは、どのようなときですか？



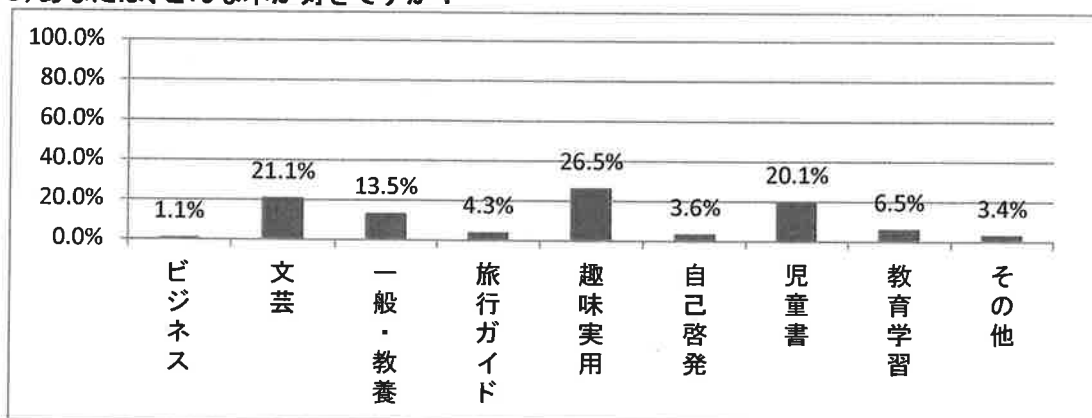
(問16)あなたは、学校が終わってから(月～金)どんなことをしていますか？



(問17)あなたは、学校へ行かない日(土・日・祝日)どんなことをしていますか？



(問18)あなたは、どんな本が好きですか？

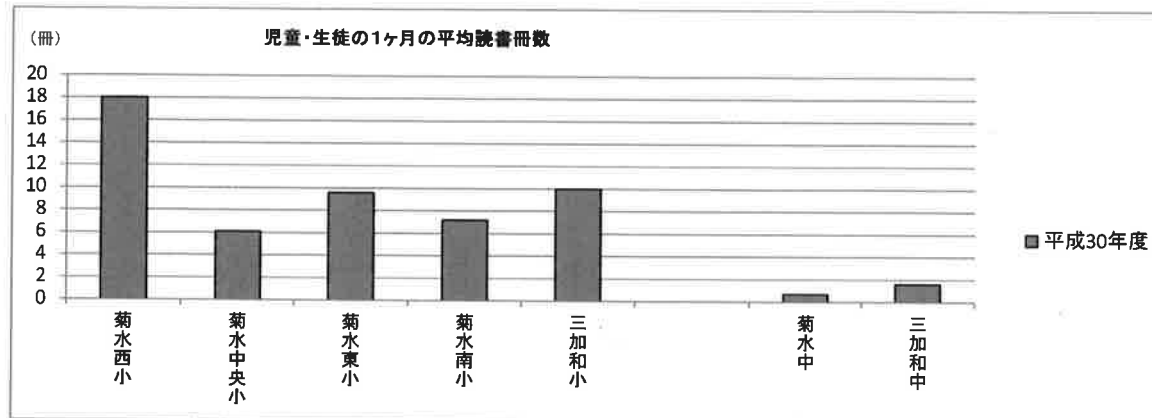


## 学校における読書活動等について(照会結果)

### 1 児童・生徒の1ヶ月の平均読書冊数について(平成30年度)

	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成30年度	18	6.1	9.6	7.2	10

菊水中	三加和中
0.7	1.6



※1ヶ月に1冊も本を読まない児童・生徒はいたか?(平成30年度)

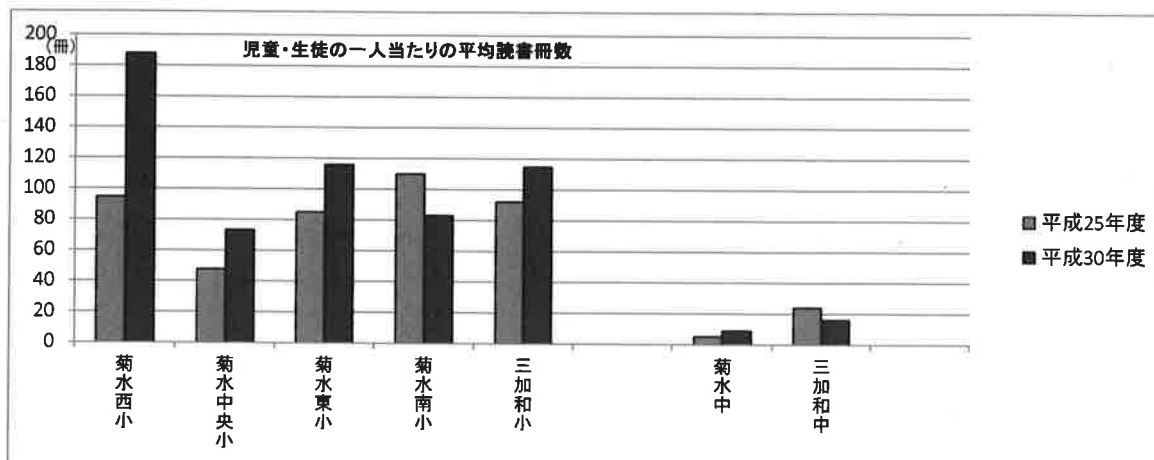
	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成30年度	いない	いない	いない	いない	いない

菊水中	三加和中
いない	いない

### 2 児童・生徒の一人当たりの平均読書冊数について(平成30年度)

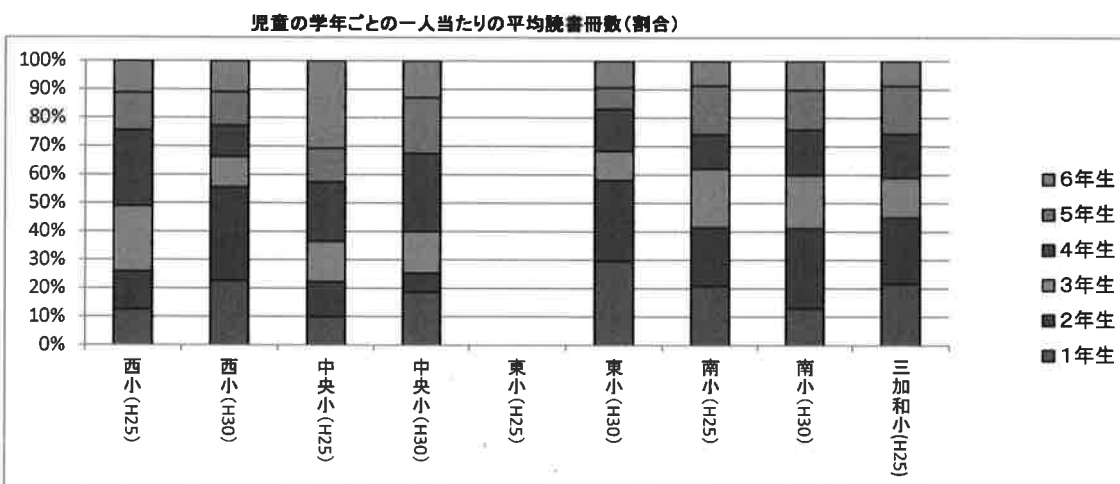
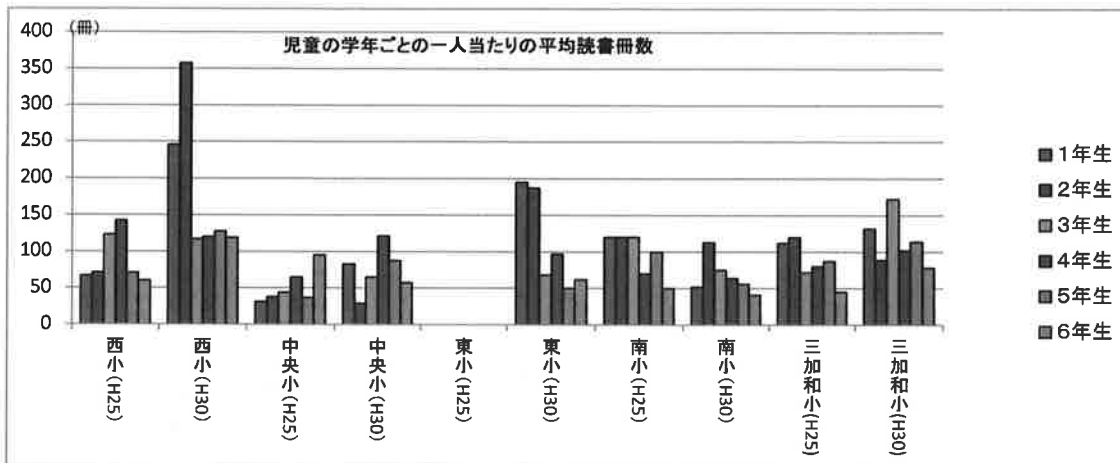
	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成25年度	94.6	47.7	85	110	92
平成30年度	188	73.2	116	83	115

菊水中	三加和中
5.1	24
8.8	16

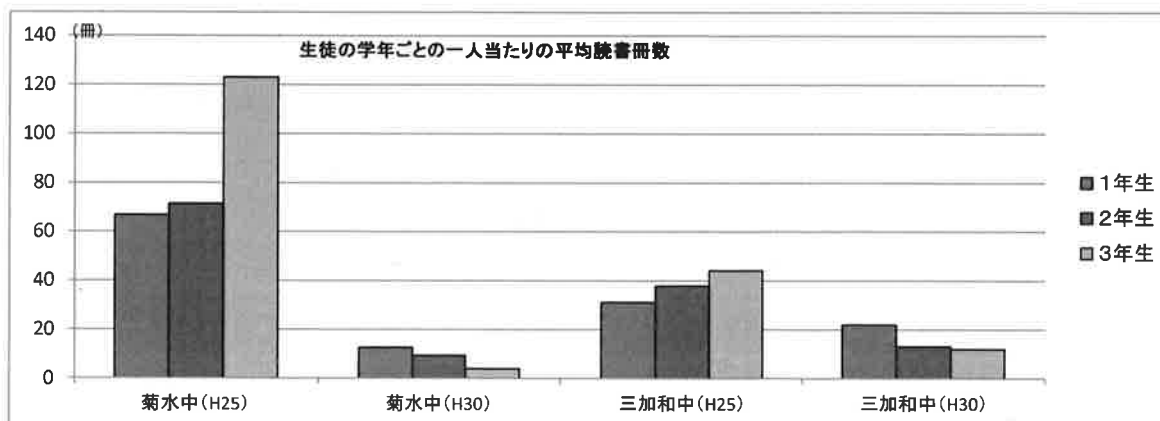


3 児童・生徒の学年ごとの一人当たりの平均読書冊数について(平成30年度)

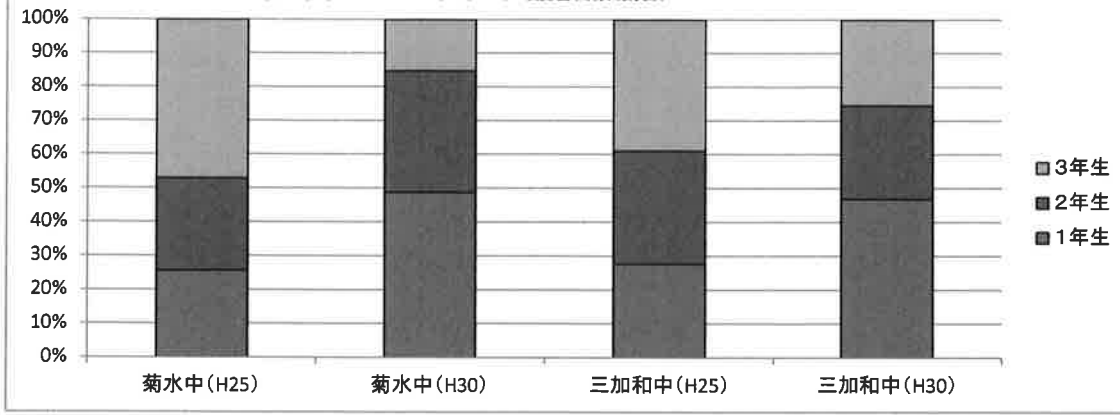
	西小(H25)	西小(H30)	中央小(H25)	中央小(H30)	東小(H25)	東小(H30)	南小(H25)	南小(H30)	三加和小(H25)	三加和小(H30)
1年生	66.8	246	31.2	<b>83.1</b>	不明	<b>195</b>	120	<b>52</b>	112	<b>132</b>
2年生	71.3	358	37.8	<b>29.2</b>	不明	<b>187</b>	120	<b>113</b>	120	<b>89</b>
3年生	123	117	44.1	<b>65.4</b>	不明	<b>68</b>	120	<b>75</b>	72	<b>172</b>
4年生	142.1	120	64.8	<b>121.4</b>	不明	<b>97</b>	70	<b>64</b>	80	<b>102</b>
5年生	70.8	128	36.9	<b>87.4</b>	不明	<b>50</b>	100	<b>56</b>	87	<b>114</b>
6年生	60	119	95.4	<b>57.5</b>	不明	<b>62</b>	50	<b>41</b>	45	<b>78</b>



	菊水中(H25)	菊水中(H30)	三加和中(H25)	三加和中(H30)
1年生	66.8	<b>12.7</b>	31.2	<b>22</b>
2年生	71.3	<b>9.4</b>	37.8	<b>13</b>
3年生	123	<b>4.0</b>	44.1	<b>12</b>



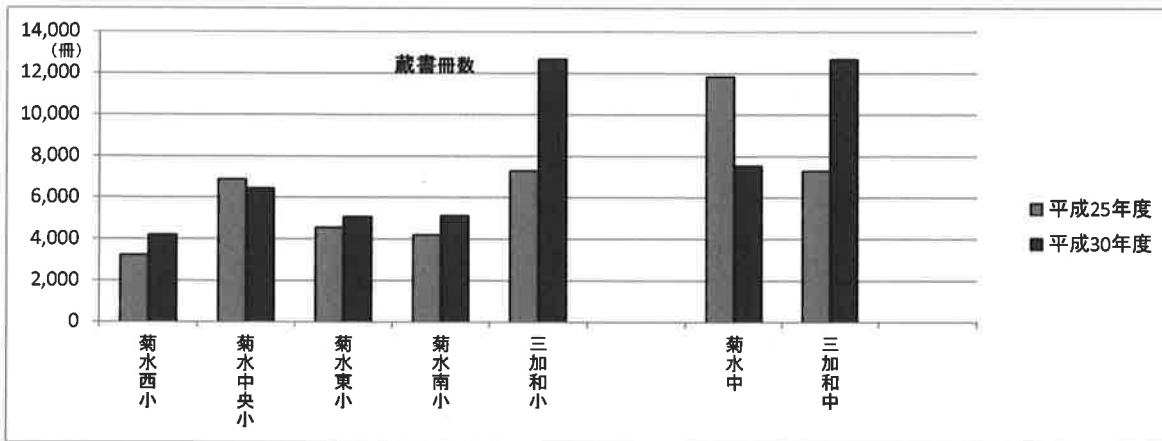
生徒の学年ごとの一人当たりの平均読書冊数(割合)



4 蔵書冊数(平成31年3月31日現在)

	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成25年度	3,233	6,873	4,553	4,200	7,300
平成30年度	4,201	6,448	5,083	5,134	12,671

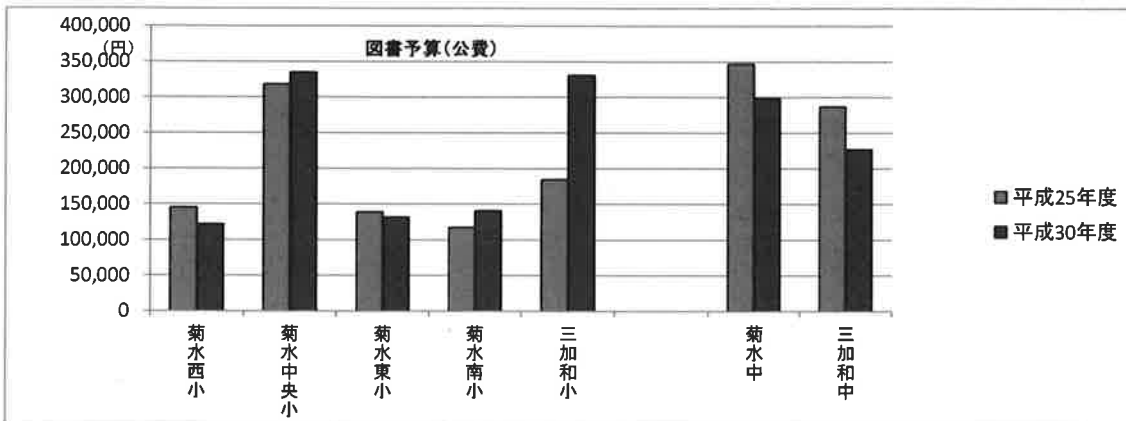
	菊水中	三加和中
平成25年度	11,841	7,300
平成30年度	7,544	12,671



5 図書予算(平成30年度)

	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成25年度	145,000	318,000	139,000	117,500	184,300
平成30年度	121,500	335,000	132,000	141,000	330,500

	菊水中	三加和中
平成25年度	346,500	287,000
平成30年度	299,000	227,000



6 学校図書館図書標準の達成について(平成30年度)

	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成30年度	達成した	達成した	達成した	達成した	達成した

	菊水中	三加和中
平成30年度	達成した	達成した

7 全校一斉読書について(平成30年度)

	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成30年度	実施した	実施した	実施した	実施していない	実施した

菊水中	三加和中
実施していない	実施した

8 必読書コーナーや推薦図書コーナーについて(平成30年度)

	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
平成30年度	定めた	定めた	定めた	定めた	定めた

菊水中	三加和中
定めた	定めた

9 読み聞かせについて(平成30年度)

	菊水西小	菊水中央小	菊水東小	菊水南小	三加和小
①読み聞かせを実施する曜日	火曜	月曜	水曜	火曜	木曜
②読み聞かせを実施する時間	朝自習	8時30分～9時30分	朝自習	15分	15分
③読み聞かせを実施する学年	全学年	全学年	全学年	全学年	全学年
④読み聞かせを実施する回数	月1回	月2回	月2回	月3,4回	月1回
⑤読み聞かせを実施する団体名	ひばりの会	トスカラリン ひばりの会	ひばりの会	ひばりの会	蕾の会

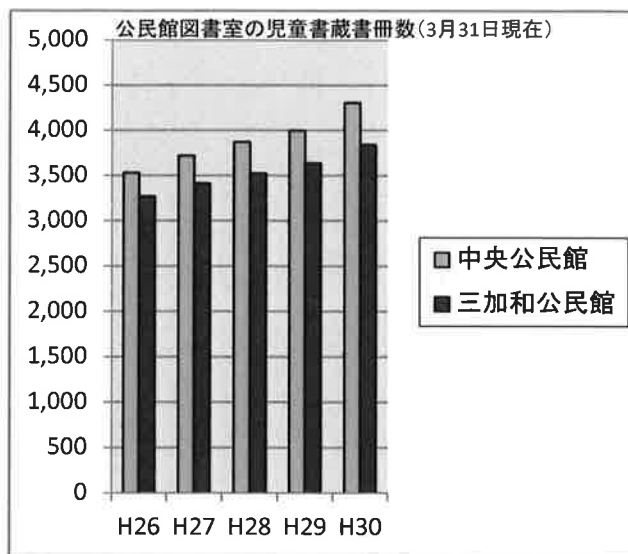
菊水中	三加和中
木曜	木曜
朝自習	15分
全学年	1～3年
月1回	月1回
ひばりの会	蕾の会

## 和水町公民館図書室の現状

公民館図書室の児童書蔵書冊数(3月31日現在)

H26～H30年度(冊)

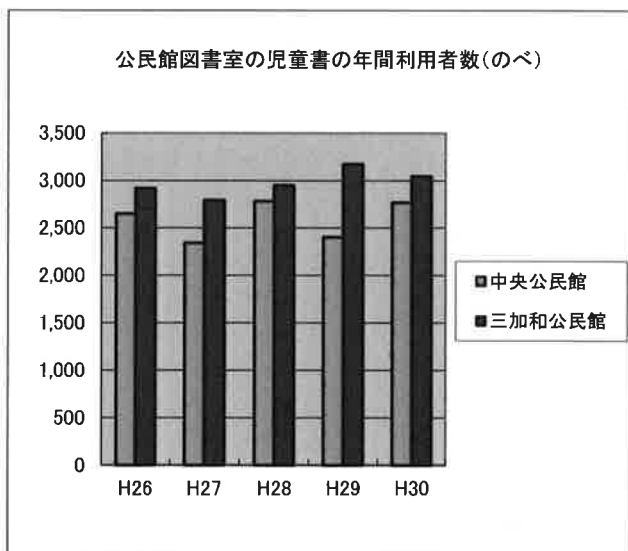
年度	中央公民館	三加和公民館
H26	3,532	3,269
H27	3,718	3,414
H28	3,872	3,526
H29	3,997	3,636
H30	4,305	3,843



公民館図書室の児童書の年間利用者数(のべ)

H26～H30年度(人)

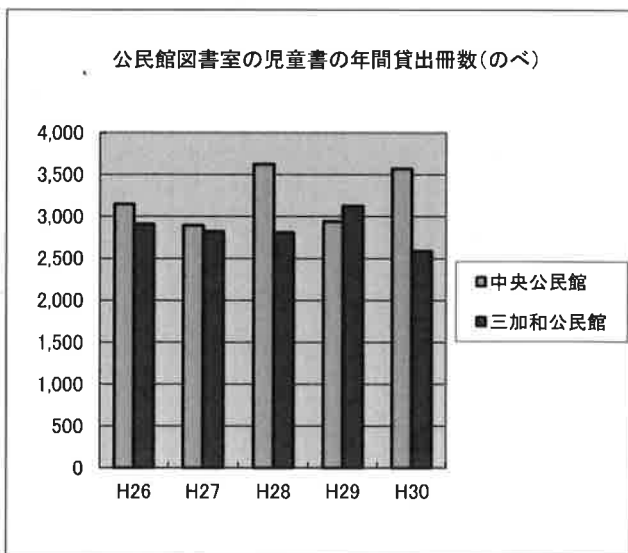
年度	中央公民館	三加和公民館
H26	2,649	2,916
H27	2,341	2,793
H28	2,783	2,951
H29	2,405	3,173
H30	2,769	3,046



公民館図書室の児童書の年間貸出冊数(のべ)

H26～H30年度(冊)

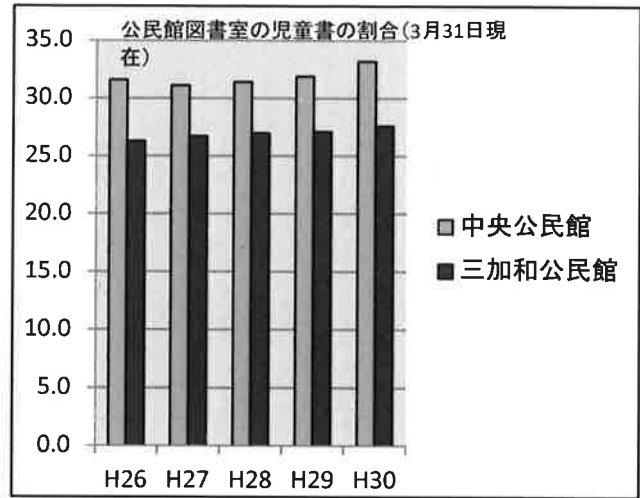
年度	中央公民館	三加和公民館
H26	3,149	2,909
H27	2,895	2,821
H28	3,622	2,810
H29	2,939	3,123
H30	3,569	2,587



公民館図書室の児童書の割合(3月31日現在)

H26～H30年度(%)

年度	中央公民館	三加和公民館
H26	31.6	26.3
H27	31.1	26.7
H28	31.4	27.0
H29	31.9	27.1
H30	33.2	27.6





# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

## (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務などを明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 子ども(おおむね十八歳以下のものをいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 母子その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進基本計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進基本計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日

を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する

### 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 和水町子ども読書活動推進計画（第3次）策定委員

氏名（敬称略）	所属・役職等
福島 英士郎	菊水中学校長
黒川 哲治	三加和小学校長
星子 美紀	神尾保育園長
高谷 和生	司書補助員
高木 智香	司書補助員
本田 亨	P T A 連合会会長
井上 静子	学識経験者（社会教育委員）
藤井山京子	学識経験者（教育委員）
池上 優美	読み聞かせ代表
嶋添由理子	読み聞かせ代表
徳永 壽	公民館長
岡本 貞三	教育長

## 事務局

氏名	所属・役職等
前淵 康彦	社会教育課長
廣田 拳士	社会教育課 主事
岡村 駿	社会教育課 主事

**和水町子ども読書活動推進計画（第3次）**

**発行** 令和2年2月 和水町教育委員会

**編集** 社会教育課

〒865-0136 和水町江田3883番地1

和水町中央公民館 TEL 0968-86-2022

FAX 0968-86-2045

〒861-0913 和水町板楠76番地

和水町三加和公民館 TEL 0968-34-3047

FAX 0968-34-2033